

武蔵野市接道部緑化助成

助成を希望される方は、必ず工事着手前に申請が必要です。

武蔵野市では目に触れるみどりを増やし、快適で安全な生活環境をつくるため新たな接道部緑化費用の一部を助成します。

接道部緑化とは道路に面している生垣または、同等の列植した植栽がある奥行き5m以内の高木・中木・低木等の植栽をいいます。

助成対象

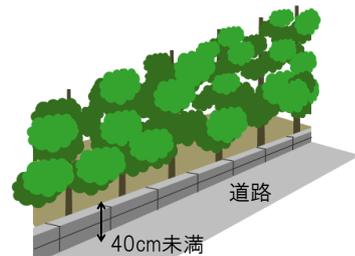
- ・建築基準法で規定する道路に面した、または面していると認められる場所に連続延長3m以上の新たに植栽(地被を除く)したものがあり、接道面より容易に見通せる奥行き5m以内の新たな植栽。
 - ・上記緑化に伴う接道面のブロック塀等の取壊し費用。
- ※ブロック塀等の取壊し工事は、必ず工事着手前に現地調査を受けてください。

対象外

- ・不動産業者及び開発業者等が業として行うもの。
 - ・武蔵野市まちづくり条例に該当するもの。
 - ・既存樹木または生垣等の植替えおよびプランターによる植栽。
 - ・生態系等への被害のおそれがある植物の植栽。
 - ・植栽前面に遮蔽物がある場合。(高さ40cm以上)
- ※フェンス等を設置する場合はご相談ください。



(イメージ図)



土留めの高さは植栽の地盤面から40cm未満

緑地の保全期間

- ・完成後3年以上保全と育成に努めてください。

申請期間

- ・助成を受ける緑化工事が、申請年度の3月末までに完了し、現地で検査が可能であること。
- ※助成事業は当該年度の予算の範囲内で行われるため、年度途中で事業を終了する場合があります。(原則、申請受付順になります。)

助成金額

- ・実単価と上限単価のいずれか少ない額を助成金額とします。
- ・延長または面積が、1mまたは1㎡に満たない端数があるときは小数点第一位を四捨五入し計算を行います。
- ・総助成額に1,000円未満がある場合は切り捨てをします。

種類	詳細	上限単価	最高限度額
生垣	高さ0.6m以上の樹木を四つ目垣、または同等の樹木と組み合わせて3m以上列植したもの。お互いの葉が触れ合う程度、もしくは1mあたり3本以上植栽してあるもの。	12,000円/m	60万円
高木	植栽時の高さが3m以上で成木時の高さが5m以上に育つもの。	15,000円/本	
中木	植栽時の高さが1.5m以上で成木時の高さが3m以上に育つもの。	4,000円/本	
低木	高木、中木以外の樹木と竹類等。	2,000円/本	
地被	芝・シダ・ツル・草本・コケ類植物等。	1,000円/㎡	30万円
ブロック塀等取壊し	接道部緑化助成区域内で、建築基準法で規定する道路に面したブロック塀等の取壊し。(処分費、運搬費は対象外)	4,000円/㎡	

手続きの流れについて

工事着手前に申請手続きが必要になるため、工事着手後の申請は助成対象になりません。

事前相談

必ず工事着手前に、計画平面図等を持参のうえ、2週間前までに緑のまち推進課緑化係窓口で相談してください。

申請

【申請時に必要な書類】 ※申請書類の揃わないものは受付できません。

- ① 生垣等補助金交付申請書（第9号様式） ※申請者は施主様になります。
- ② 工事場所の案内図
- ③ 計画平面図（植栽する樹木等の配置・本数を図示したもの）
※ご計画内容によって断面図等の提出が必要な場合があります。
- ④ 現況の写真
- ⑤ 植栽する樹木等の本数と単価のわかる見積書
※ご自身で施工する場合等で、見積書がない場合はご相談ください。

事前調査

申請書類の審査及び担当職員が現地を調査します。
ブロック塀等の取壊しがある場合、ブロック塀の計測を行います。

決定通知

申請書類の審査及び現地調査の結果、適合すると認めた場合に助成の決定を通知します。
※決定通知に示す金額は上限額です。工事が完了し、現地検査の後、助成金額が確定します。

← 工事前の植栽を行う場所の写真を撮ってください

※建替えの場合は、植栽を行う場所が分かる様に必ず建替え前の敷地・家屋の写真を添付してください。

工事着手

注) 計画に変更等がある場合は、工事完了前にご連絡をください。

← 工事後の植栽を行った場所の写真を撮ってください。

工事完了

【工事完了後に必要な書類】

- ① 生垣等補助金交付工事完了報告書（第11号様式）
- ② 竣工平面図（植栽する樹木等の配置・本数を図示したもの）
- ③ 施工前・施工後の写真（A4台紙 カラー印刷）
- ④ 領収書の写し ※決定通知書の内訳に沿って整理をお願いします。

※ 年度末までに現地検査を終える必要がありますので、工事完了後、速やかに必要書類を提出してください。書類が揃わないものは、手続き終了と認められません。

完了検査

完了報告書のとおり施工できているか担当職員が現地で検査します。
※ 敷地内に入っただけの検査になりますので申請者の立ち合いをお願いします。

確定通知

工事完了書類の審査及び現地検査の後、助成金額を確定します。

【振込に必要な書類】

請求書兼口座振込依頼書

交付

振込依頼のあった口座に助成金が振り込まれます。

完成後、3年以上の保全・育成に応じた適切な維持管理をお願いします。

隣地や道路への越境等には特にご配慮ください。

なお、維持管理できなかつた場合は、助成金の返還を求める場合があります。